

## なごやかエンディングサポート事業の利用対象者チェックリスト

以下のチェックリストの回答のうち、**すべての項目が「はい」の場合**は、なごやかエンディングサポート事業の利用対象に該当する可能性がありますので、利用をご希望の場合は、同事業のパンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。

※すべての項目が「はい」となっても、必ずご利用ができるわけではありませんのであらかじめご了承ください。

	内 容	回 答
1	<b>年齢は65歳以上ですか？</b> ※年齢は契約締結時点。	はい ・ いいえ
2	<b>名古屋市内に住んでいますか？</b> ※住民票が名古屋市内にない場合は、本事業の利用申込前までには移していただく必要があります。	はい ・ いいえ
3	<b>同居者がいる場合、全員が65歳以上ですか？</b> ※年齢は契約締結時点。 ※同居者がいない場合は「はい」を回答	はい ・ いいえ
4	<b>子ども、または、孫がいませんか？</b> ※子ども、または、孫がいても、何らかの事情により、子ども、または、孫が葬儀を行うことができない場合は「はい」を回答（詳細は、別紙「よくある質問」のQ2参照）	はい ・ いいえ
5	<b>生活保護を受給していませんか？</b>	はい ・ いいえ
6	<b>預託金を納めることができますか？</b> [預託金の金額] ※詳細は別紙「よくある質問」のQ3参照 ○葬儀・納骨等：業者見積額等（金額は希望する葬儀の規模等による） ○残存家財処分：業者見積額等（部屋の広さによるが、20～50万円を想定） ※賃貸住宅または福祉施設に入居・入所の場合	はい ・ いいえ

※本事業の利用には、契約締結時点までに公正証書遺言注1を作成し、その中で遺言執行者注2を定めていただく必要があります。ご自分で作成できない場合は作成をサポートする弁護士を紹介することも可能です。（遺言執行者の設定含む）

※公正証書遺言等の詳細は、今後の継続相談の中で説明させていただきます。

注1 公正証書遺言とは、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ作成するものです。

注2 遺言執行者とは、遺言の内容を実行する人です。未成年者及び破産者は遺言執行者にはなれません。